最終更新日：2018年6月29日

大成ラミック株式会社
代表取締役社長　木村　義成
問合せ先：執行役員管理本部副本部長　中島　宏明
証券コード：4994
https://www.lamick.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレートガバナンスが有効に機能することが求められるなか、当社では「経営戦略の明確化及び意思決定の迅速化」、「監査機能の強化」及び「迅速且つ正確な情報開示」が重要であると考え、株主をはじめとした利害関係者に対し、公正でわかりやすい経営を実現するための体制を整えております。また、当社の全役職員が、企業倫理と遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

（原則4-10　任意の仕組みの活用）
当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について、取締役会の審議により決定するとの考えから、任意の委員会は設けておりません。

（補充原則4-10-1）
当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておらず、特段の委員会も設けておりませんが、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの重要事項については、独立社外取締役、独立社外監査役等を構成員とした取締役会にて議論されたうえで決議を受けるものであり、独立社外取締役の適切な関与・助言が阻害されるおそれはありません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1-4　いわゆる政策保有株式）
＜保有に関する方針＞
純投資以外の目的で上場株式を保有するにあたっては、営業戦略上の関係強化による収益獲得が期待できるか、株式を保有することにより中長期的な収益機会を有するかなどを総合的に判断しております。
また、保有株式に関しては、上記定性面に加えて、毎年個別の投資先ごとに関連する収益や受取配当金等のリターンを定量的に検討することにより、保有意義の見直しを行っております。
＜議決権の行使＞
保有する上場株式に係る議決権の行使については、当社と投資先双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に議決権を行使することとしております。

（原則1-7　関連当事者間の取引）
当社では、関連当事者間の取引については、取締役会での審議・決議を要することとしております。
また、そうした懸念を惹起することのないよう、当社の役員に対して、毎年関連当事者間取引の有無について確認を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

（原則3-1　情報開示の充実）
⑴ 中期計画を当社ウェブサイトに掲載しております。
⑵ 上記「1．基本的な考え方」に基づき、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。
⑶ 【方針】経営陣幹部・取締役の報酬決定に際しては、株主総会で決議された取締役の報酬限度額、個々の職責及び実績、会社業績や経済情勢、他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案しております。
【手続】上記方針に基づき、取締役会が代表取締役社長に一任し、決定しております。
⑷ 社内取締役：品格、倫理観、見識に優れ、心身ともに健康であり、担当業務における業績とマネジメント能力の高い人物を取締役候補者として指名しております。
社外取締役：取締役会の監督機能強化、経営に関する客観性・中立性を高める役割を担うため、実効性や専門性、独立性を重要な要素と考え、総合的な見地から選任しております。
また、実質的に独立性を確保し得ない方は、社外取締役に選任しない方針です。
監査役：取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している人物を監査役候補者として指名しております。また、少なくとも1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者により構成し、監査役会の同意を得た上で取締役会で決定しております。
⑸ 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

（補充原則4-1-1）
当社は、取締役会規則に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、管掌取締役、本部長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

（原則4-8　独立社外取締役の有効な活用）
当社の取締役会においては、独立した中立な立場である社外取締役からの意見を踏まえた活発な議論がなされており、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するための実効性を確保しております。
選任状況といたしましては、社外取締役3名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

（原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

当社は、会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

(補充原則4-11-1)
当社は、取締役9名、監査役4名を最大数とすることを定款に定めており、経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の観点にも十分配慮して決定しております。
また、取締役候補者を決定するにあたり、幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保しております。

(補充原則4-11-2)
取締役及び監査役は、当社の事業内容等を十分理解し、企業価値向上のためその役割・責務を果たすことが求められております。そのためには、取締役会の出席は欠かせないものと考え、他の企業の役員兼任に関する制限は特段設けていないものの、責務を果たすうえで支障のない程度にするよう配慮しております。
なお、当社の社外取締役のうち1名は他の上場会社1社の社外取締役を兼務しておりますが、責務を果たすうえでの支障はなく、またその他の取締役及び監査役においては他の上場会社の役員兼務はなく、その役割・責務を果たすことが可能な体制となっております。

(補充原則4-11-3)
取締役会の実効性評価につきましては、社外取締役、社外監査役を含む取締役会出席者を対象に、アンケート形式で平成30年3月期の取締役会全体の実効性評価を実施いたしました。
その結果、当社の業務執行機関及び監視機関として有効に機能しており、実効性が確保されていることが確認されました。

(補充原則4-14-2)
当社は、社外取締役・社外監査役を当社に迎えるに際し、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要、経営理念、経営戦略、中長期経営計画について研修を実施しております。また、取締役及び監査役が各自所属する団体のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や更新等の研鑽をしております。なお、その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

(原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針)
当社では取締役管理本部長をIR担当取締役として選任しており、IR活動に必要な情報は、関係部署から情報収集し、経営企画室で取りまとめております。
株主や投資家に対しては、株主総会にて社長自ら中期計画を説明し、質疑応答により株主や投資家の意見を直接聞く機会を設けるとともに、工場見学会を実施しております。
また、当社の株主構成を踏まえ、海外投資家に対してもIR担当取締役を中心に積極的な対話を心掛けております。
なお、株主や投資家との対話に際しては、インサイダー情報管理に十分留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社タイパック	569,200	8.08
CLEARSTREAM BANKING S.A	250,000	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	249,878	3.55
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT-CLIENT ACCOUNT	239,600	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	193,300	2.74
CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S.A. /CUSTOMER ASSETS,FUNDS UCITS	192,200	2.73
大日精化工業株式会社	191,500	2.72
木村　義成	177,700	2.52
大成ラミック取引先持株会	146,400	2.08
三井住友信託銀行株式会社	135,200	1.92

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月

業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮下　進	他の会社の出身者								△			
友野　直子	弁護士											
鈴木　道孝	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮下　進	○	当社は宮下進氏を独立役員として指定しております。	宮下進氏は、長年にわたり複数の会社にて代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外取締役に選任しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる立場になく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能強化に寄与していただくため、独立役員として指定しております。

友野　直子	○	当社は友野直子氏を独立役員として指定しております。	友野直子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした専門的見地から有用な意見をいただくとともに、人事に関する経験・見識が豊富であることから、ダイバーシティの推進にも寄与していただけるものと判断しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる立場になく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能強化に寄与していただくため、独立役員として指定しております。
鈴木　道孝	○	当社は鈴木道孝氏を独立役員として指定しております。	鈴木道孝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は、一般株主との利益相反が生じる立場になく、独立した立場から、取締役の職務執行の監督機能強化に寄与していただくため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は定期的に会計監査人から監査状況や監査結果について説明・報告を受けるとともに情報交換を行うなど、連携して行っております。
また、当社では代表取締役社長に直結する内部監査室を設置しており、内部監査室は監査役との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施するなど、監査役の監査業務を支援・連携して行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小平　修	公認会計士													
山口　さやか	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小平　修	○	当社は小平修氏を独立役員として指定しております。	小平修氏は、公認会計士としての専門的な見地及び豊富な経験や実績から、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立性の基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じる恐れがない社外役員であると判断し、独立役員として指定するものであります。
山口　さやか	○	当社は山口さやか氏を独立役員として指定しております。	山口さやか氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な見地及び豊富な経験や実績から、企業の財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、独立性の基準を満たしていることから、一般株主との利益相反の生じる恐れがない社外役員であると判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、役員報酬制度の見直しに伴い、平成27年6月17日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止するとともに、新たに業績連動型報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入いたしました。
本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動によるメリット、デメリットを株主様と共有して、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることができるものであります。
本制度は、平成28年3月末に終了する事業年度から平成32年3月末に終了する事業年度までの5事業年度に在任する取締役に対する報酬として、54百万円を上限として拠出し設定された信託が取引所市場等を通じて当社株式を取得し、一定の要件を満たす取締役に対し、その役位、業績等に応じて当社株式を交付するものです。
報酬算定の評価基準は、評価対象期間における連結売上高及び連結経常利益となっており、その目標値達成率に応じ業績連動乗率を設定し、役位基準額に業績連動乗率を乗じたポイントを付与する仕組みとなっております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬に関しては、有価証券報告書及び事業報告書において、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。なお、平成30年3月期有価証券報告書及び事業報告書において開示している社内取締役の総額は113,730千円、社外取締役の総額は12,004千円

であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり方針を定めております。
a．取締役
取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。
また、平成27年5月11日開催の取締役会において、上記金銭報酬に加え、当社の取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象とした信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、平成27年6月17日開催の第50回定時株主総会にて承認されております。詳細は、平成30年3月期有価証券報告書6［コーポレート・ガバナンスの状況］に記載しております。

b．監査役
監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、事業年度の開始前に取締役会の年間開催スケジュール及び予想される審議事項について決定し、社外を含む取締役及び監査役に通知しております。
当日の議論を活発に行うために、議論に関する資料は事前に配布を行い、疑義が生じた議題については、事務局へ質問と回答を求めるとともに、必要な事前準備の機会を提供しています。
また、取締役会規則において、取締役会の事務局を総務人事部総務人事課に置くものと定めており、個々の取締役・監査役より情報提供を求められた場合には、社内該当部署と連携の上、支援可能な体制を整えております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1)取締役会
取締役会は、迅速且つ的確な経営判断を行うため、毎月1回定期に行うとともに、必要に応じて臨時に開催し、重要事項はすべて付議され、業務執行状況についても随時報告されております。

(2)経営会議
経営及び業務の重要事項に関する方針、計画及び実施状況を審議するために経営会議を毎月1回定期に開催しております。

(3)監査役会
各監査役は、監査役会が策定した監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会への出席及び取締役からの各種報告等の聴取を通じ、取締役の職務執行を監査しております。
また、内部監査室及び会計監査人と必要に応じ随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

(4)内部監査室
会社における種々のリスク顕在化を未然に防止する内部統制システムとして、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、監査役との連携による内部監査の強化を図っております。

(5)会計監査
会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、期中及び期末に会計監査を受けております。平成30年3月期において業務執行した公認会計士は指定有限責任社員・業務執行社員である福島力及び宮一行男の2名のほか、業務補助者として公認会計士6名、その他8名であります。

(6)顧問弁護士
森・濱田松本法律事務所との間で顧問弁護士契約を締結し、法律に関する諸問題について必要な助言・指導を受け、経営に法的なコントロール機能が十分に働くようにしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営体制の強化、並びに経営に関する客観性、中立性を鑑み、社外監査役2名のほか、社外取締役3名を選任しております。社外取締役を選任しない体制に比べ、実効性の高いガバナンス体制が確保できるものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう株主総会招集通知の早期開示を行っております。取締役会決議等の諸手続き完了後、招集通知発送前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて閲覧ができるよう開示を行っております。 なお、本年は招集通知を法定期日より2日早め発送し、発送日の2日前に東証ウェブサイトに掲載し、より早期の開示に努めました。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳版（要約）を作成し、東証ウェブサイト及び当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	当社のことをより理解いただくため、株主総会を本社で行うとともに、株主総会後に工場等の施設見学会を行い、直接株主様のご意見を伺う機会を設けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	個人投資家とアナリスト・機関投資家の情報格差をなくすため、発表当日に決算短信（四半期含む）、事業報告書、プレスリリース等について、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しましては、管理本部及び経営企画室にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＣＳＲ及び環境保全活動の一環として、ＩＳＯ１４００１の取得及び大気汚染防止法など様々な法規制に対応すべく、環境対応装置（排ガス処理装置）の導入をしております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜当社の内部統制基本方針＞

1．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「基本行動指針」及び「コンプライアンス・ヘルプライン規程」を定め、法令・定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制を構築するため、統括責任者に当社の取締役管理本部長を任命し、当社グループの法令違反の疑義、問題点の早期把握に努める。

(3) コンプライアンス上の疑義及び問題点を発見した場合は、統括責任者を中心とした対策チームを設置し、その内容の調査、再発防止策を協議のうえ、取締役会及び監査役へ報告する。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ規則」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

(2) 当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧ができるものとする。

3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループのリスク管理については、「リスクマネジメント規程」及び「危機管理細則」に基づき、当社リスクマネジメント委員会による定期的なリスクの洗い出し・分析評価を行うとともに、新たに生じたリスクについては、速やかに対策を講じるものとする。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役は、策定された経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な業務目標を定め、その執行状況を検証し、業務に反映させるとともに、取締役会にその達成状況を報告する。

(2) 当社グループの取締役は、職務分掌や責任権限を定めた社内規程に基づき、迅速な意思決定と機動的な職務執行を推進する体制を構築する。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社を管理する規程を定め、子会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社への承認を得ることを求め、適切に管理する体制を確保する。

(2) 内部監査室は、当社及び子会社の監査役と連携し、当社グループの業務執行の適法性、妥当性等を監査するほか、内部統制システムの整備及び運用状況を監視する。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役からその職務を補助すべき使用人の求めがあった場合、監査役と協議のうえ専任又は兼任の監査役スタッフを配置する。

(2) 監査役スタッフが監査役の職務を補助するにあたっては監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役からの指揮命令は受けない。

7．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項又はそのおそれがある事項を速やかに当社の監査役に報告する。

(2) 当社グループの取締役及び使用人は当社監査役に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

8．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査室と、定期的又は必要に応じて意見交換を行うほか、重要な会議への出席等により監査の実効性を確保する。

(2) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力に対する方針を「基本行動指針」に定め、当社グループの取締役及び使用人への周知徹底を図り、被害の防止とその排除に取り組む。

(2) 不当要求防止責任者を定め、不当要求を受けた場合の外部専門機関（顧問弁護士及び所轄警察署）との通報・連絡体制を構築することにより、適切かつ速やかな連携対応を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力に対する方針を「基本行動指針」に定め、当社グループの取締役及び使用人への周知徹底を図り、被害の防止とその排除に取り組む。

(2) 不当要求防止責任者を定め、不当要求を受けた場合の外部専門機関（顧問弁護士及び所轄警察署）との通報・連絡体制を構築することにより、適切かつ速やかな連携対応を図る。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

特にありません。

